

飯塚市大学生起業家育成事業費補助金交付要綱

令和3年5月25日

飯塚市告示第154号

(趣旨)

第1条 この告示は、学生の起業及び地元定着並びに地域産業の活性化を図るため、つなぐカフェ@飯塚における市内企業、社会人及び学生の交流等を通じて得られる学生の感性や創造力を活かしたアイデアや活動等の事業化を目指す取組みに対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部及び近畿大学九州短期大学(以下「市内大学」という。)に在籍する学生又は市内に住所を有し大学、大学院、短期大学若しくは専門学校に在籍する学生
- (2) 前号に規定する学生で構成する団体
- (3) 第1号に規定する学生及び市内大学に在籍する教員で構成する団体

(補助対象期間)

第3条 補助の対象とする期間は、交付決定の日が属する年度の2月末日までとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域企業と住民や学生等との交流の場の創出に関する事業
- (2) 人材育成及び人材定着に関する事業
- (3) 地域交流活性化に関する事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の回数)

第7条 補助金の交付の回数は、同一の個人又は団体(団体の構成員、代表者等から同一のものと認められる団体を含む。)につき、同一年度当たり1回とする。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付申請をする場合にあっては、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、規則第6条の規定に基づき、その内容を審査し、補助金交付の可否について書面により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の可否を決定するに当たっては、NPO法人住学協同機構筑豊地域づくりセンターの意見を聴くものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる事由が生じるときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられるとき。

イ 補助事業の目的及び事業に関係がない事業計画の細部の変更であるとき。

(2) 補助事業を全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の遅延等)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 第9条又は第10条の規定により補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日が属する年度の3月10日のうちいずれか早い日までに、

補助事業の実績を書面で市長に報告しなければならない。

(経理書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第5条関係)

対象事業	対象経費
旅費	団体の活動に伴う団体員の移動又は専門家の招聘等に係る交通費として支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運搬代等として支払われる経費
備品購入費	機材等の備品購入費として支払われる経費
消耗品費	文具、封筒、紙等の消耗品費として支払われる経費
印刷製本費	チラシ、パンフレット、ポスター等の印刷製本費として支払われる経費
賃借料	会場使用料等の借上料及び機器・設備等のリース料として支払われる経費。ただし、契約期間が補助事業期間を超える場合は、按分等により算出された補助事業期間分のみとする。
謝礼金	専門的知識を有する専門家に依頼し、講演または指導等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
図書購入費	書籍等の図書購入費として支払われる経費
その他の経費	上記に該当しない経費のうち、事業の実施に必要と市長が認める経費